

建築士免許の取消し一覧

建築士法第9条第1項の規定により、茨城県知事が免許を取り消した建築士について掲載しています。

令和6年度に免許を取り消した建築士

取消し年月日	建築士の氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和6年4月11日	鹿内 達雄	二級建築士	第5270号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和6年4月11日	藤田 正美	二級建築士	第5926号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和6年4月25日	立田 昌宏	二級建築士	第12981号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)